

国立公文書館における最近の取り組みと今後の課題

令和元(2019)年11月 国立公文書館長 加藤丈夫

「国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議」の提言を踏まえ、定常的業務に加え、次の課題に重点的に取り組んでいる。

1、人材の育成

- 1) 文書管理の専門家(アーキビスト)の養成
- 2) 文書管理に携わる者に対する研修の充実

2、資料のデジタル化の推進

3、展示の充実

4、積極的な資料収集

5、地方自治体との連携強化

6、新館建設までに取り組む課題の検討

- 1) 3館体制における各館の役割
- 2) 司法、立法機関等の資料受入れと各行政機関との協力強化
- 3) 新館までの書庫確保
- 4) その他

1、人材の育成

1) 文書管理の専門家(アーキビスト)の養成:アーキビスト認証制度の制定

文書管理の専門家としてのアーキビストの社会的地位を確立し、国並びに地方公共団体など公文書取扱機関におけるアーキビストの積極的な採用・配置を促進することにより、全体の公文書管理の充実に資することを目的とする。

- このために、国立公文書館において、本年中に「アーキビスト認証制度」の基本的考え方を取りまとめ、令和2年度からの制度発足をを目指す。

□ 国立公文書館における認証制度の準備状況 (令和1年10月まで)

● 「アーキビストの職務基準書」の確定

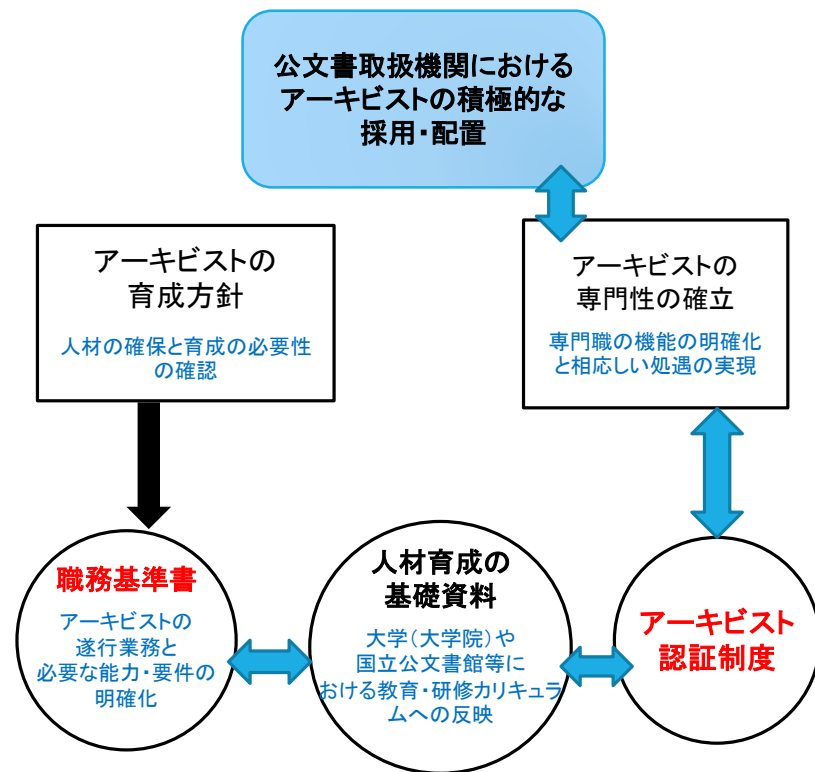
外部の専門家と全国の公文書関係機関との協力を得て、アーキビストが担当する職務とそれを遂行するための要件(知識・技能など)を定めた職務基準書を策定。

今後、職務基準書をアーキビストの認証制度並びに採用、配置、育成の基礎資料として活用する。

● 「アーキビスト認証制度準備委員会」における制度の検討

令和2年度、国立公文書館に「アーキビスト認証委員会」を設置することとし、具体的な制度の内容とその運営方法を検討

- ex. 認証の主体、応募の資格・条件、審査方法、レベル分け、更新制度を設けることの是非、認証者の規模(認証者数の見通し→2026年度までに約1,000名を確保[①国立公文書館等の専門職員、②地方公共団体公文書館の職員、③国の文書管理担当職員等])、制度のPRを含めた外部への展開etc.



目的

国民共有の知的資源である公文書等の適正な管理を支え、かつ永続的な保存と利用を確かなものとする専門職(アーキビスト)としての信頼性・専門性を確保するため、「アーキビストの職務基準書」に基づき認証制度を創設。

位置付け

内閣府(内閣総理大臣)から認可(業務方法書又は事業計画等)を受けた制度として、アーキビストとしての専門性を有する者の認証(「認証アーキビスト」)を実施。

参考:「公文書管理法施行5年後見直しの対応案」(公文書管理委員会(第53回)、平成29年2月21日)など。

制度の内容 令和2年度(2020年4月)から開始

名称・認証主体

認証アーキビスト(Archivist Certified by National Archives of Japan)

- ・ 認証主体:国立公文書館長
- ・ 館に認証アーキビストの審査の透明性、客観性を確保するため、「アーキビスト認証委員会(仮称)」を設置。

国立公文書館

国立公文書館長

認証

アーキビスト認証委員会
(仮称)

- ・ 認証アーキビストの審査
- ・ 「アーキビストの職務基準書」が示す知識・技能が学べる教育課程の科目・研修の判断など

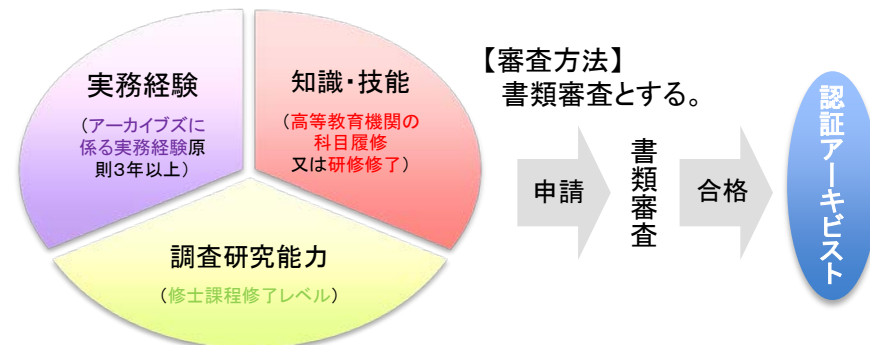
※国立公文書館長は有識者等の委員を任命

認証対象・申請要件・審査方法

【認証対象】

以下の3要件を全て満たす者を「アーキビストとしての専門性を有する者」として認証。

- ・ 「アーキビストの職務基準書」が示す、アーキビストの使命、倫理と基本姿勢を理解し、職務遂行上基本となる知識・技能について把握している者
- ・ アーカイブズに係る実務経験を有している者
- ・ 修士課程修了レベルの調査研究能力を有している者

【審査方法】
書類審査とする。

【申請要件】

- (1) 「アーキビストの職務基準書」が示す知識・技能等について修得可能と判断された高等教育機関の科目を履修し、アーカイブズに係る実務経験と調査研究能力を有する者
- (2) 「アーキビストの職務基準書」が示す知識・技能等について修得可能と判断された研修を修了し、アーカイブズに係る実務経験と調査研究能力を有する者
- (3) その他同等の能力があると認められる者

更新制度・レベル分け

社会規範の変容や情報技術の発展等を踏まえ、知識・技能が更新されているか確認するための更新制度を設置。

- ・ 認証を受けてから5年目に更新申請を実施(ポイント制)。

准アーキビスト

認証アーキビストに準じて公文書等の管理に携わる人材の充実を図るとともに、認証アーキビストへの社会的理解を深め、その活躍の場を拡げるため、「准アーキビスト」制度を導入。

※ 今後、具体的検討を行い、早期実施を目指す。

登録料・更新料

合格者から徴収することとし、国立公文書館長が決定。

※「上級アーキビスト」については、今後運営を図りつつ検討。

1、人材の育成

2) 文書管理に携わる者に対する研修の充実

：公文書管理研修を充実、新たな仕組みの導入

- ① 公文書管理研修（主に国の行政機関等の職員が対象）
- ② アーカイブズ研修（主に地方の公文書館・文書館の職員が対象）

①の受講者が急増しており、館内の実施体制を強化し、対応すると共に、

新たに、サテライト研修(大阪、福岡、仙台)を実施

さらに、各省庁が実施する研修への講師を派遣。

(参考)

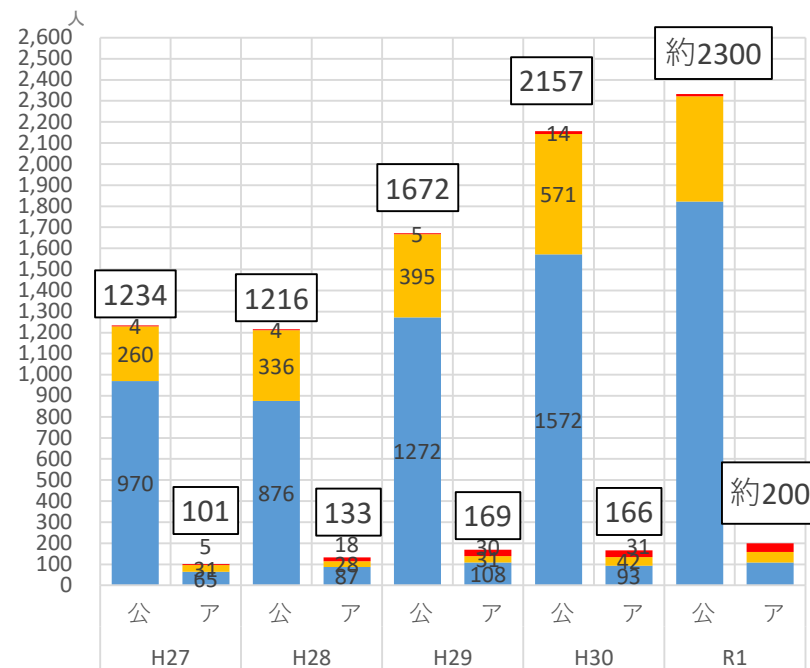
「行政文書の管理に関するガイドライン」(平成29年12月改正)

➤ 国の行政に携わる職員には年に1回
研修を受ける機会を設けること

行政文書の管理の在り方等に関する閣僚会議決定(平成30年7月)

➤ 国立公文書館の研修の充実強化

研修参加人数推移



※R1年度の人数は概数
(現在集計中)

2、資料のデジタル化の推進

● 国立公文書館デジタルアーカイブ

内閣文庫を中心に、館所蔵資料のデジタル化
(毎年3~4万冊、約210万コマ)

→現在のデジタル化率:所蔵冊数全体約150万冊のうち、約20%

● アジア歴史資料センター

我が国とアジア近隣諸国等との関係に関わる「アジア歴史資料」をデジタル公開(国立公文書館、外務省外交史料館、防衛省防衛研究所戦史研究センター提供)
→約214万件(約3,131万画像)を公開 戦後資料のデジタル化にも着手



国立公文書館デジタルアーカイブ



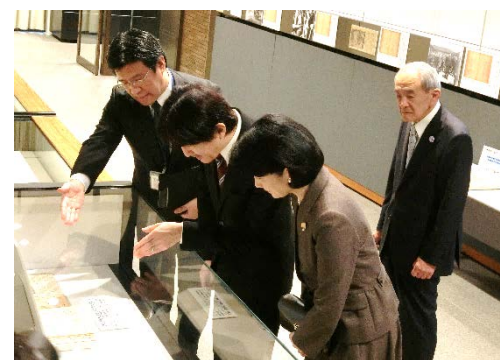
アジア歴史資料センター

3、展示の充実

特別展(年2回)、企画展(年3回)の他、地方での館外展示会(年1回)を実施



上皇上皇后両陛下下行幸啓
(令和元年秋の特別展)



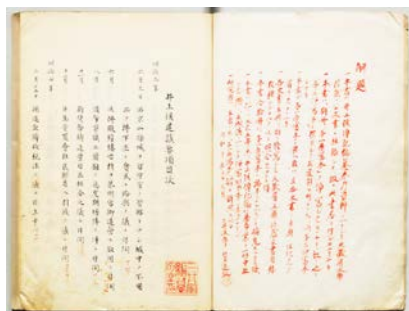
皇嗣同妃両殿下お成り
(令和元年秋の特別展)

4、積極的な資料収集

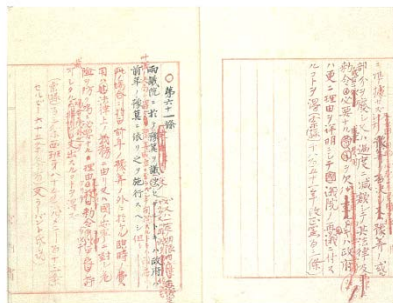
国立公文書館に、外部有識者による「歴史資料等の積極収集に関する検討会議」を設置。全国の関係機関等が保有する歴史的重要資料の所在情報の確認とともに、資料の積極的な収集に取り組んでいる。

- **国の重要案件に関わった政治家(総理経験者を含む)、官僚、学者等の個人的資料**
ex. 福田赳夫元総理が主導したOBサミット資料、楠田實(佐藤栄作首席秘書官)旧蔵資料、若泉敬旧蔵沖縄返還関係資料 etc.
- **内外の関係機関が保有する資料の原本またはデジタル複製の収集**
ex. オーストラリア国立公文書館所蔵の戦前の日系企業の活動記録
三井文庫所蔵の旧大蔵省文庫筆写資料、國學院大學図書館所蔵の梧陰文庫 etc.

現在、重要資料の寄贈・寄託の申し出が複数件あり、これらの受け入れを進めると共に重要閣僚経験者等のオーラルヒストリーについて検討中。



旧大蔵省文庫筆写資料
三井文庫所蔵
井上馨の伝記編纂のため大蔵省
に保存された公文書を筆写・編集
した資料



梧陰文庫：秘庫之部
國學院大學図書館所蔵資料
井上毅関係文書(大日本帝国憲
法の草稿等)



オーストラリア国立公文書館所蔵
日系企業記録の寄贈式典の様子

5、地方自治体との連携強化

明治150年を機に、全国の地方自治体で、歴史的資料の発掘と収集した記録のデジタル化への取り組みが活発になっているが、これに加え、各自治体で文書管理条例の制定や公文書館の新設が進んでいる。

こうした動きに対し、国立公文書館は、専門官を派遣し、専門的立場からの指導助言を積極的に行っている。

地方公共団体の公文書館等の設置状況

都道府県公文書館 = 38 / 47

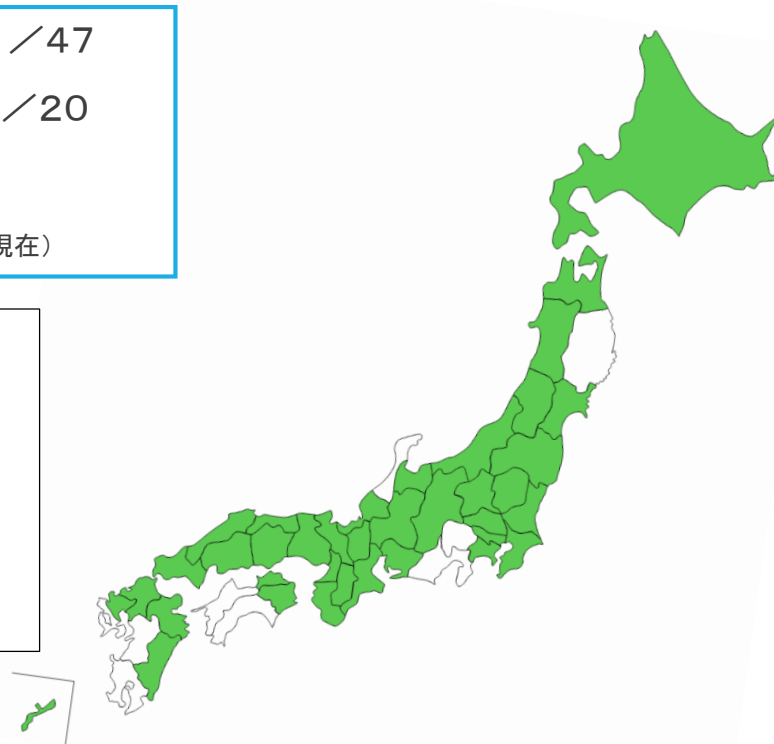
政令指定都市公文書館 = 9 / 20

市区町村公文書館 = 33

合計 = 80館 (令和元年9月1日現在)

【政令指定都市公文書館】

広島市公文書館(S52設立)
川崎市公文書館(S59)
大阪市公文書館(S63)
神戸市公文書館(H元)
名古屋市市政資料館(H元)
北九州市立文書館(H元)
福岡市総合図書館(H8)
札幌市公文書館(H25)
相模原市立公文書館(H26)



* 緑色部分は都道府県公文書館等を有するところ

【市区町村公文書館】

藤沢市文書館(S49)
尼崎市立地域研究史料館(S50)
八潮市立資料館(H1)
北谷町公文書館(H4)
久喜市公文書館(H5)
松本市文書館(H10)
西予市城川文書館(H11)
守山市公文書館(H12)
板橋区公文書館(H12)
天草市立天草アーカイブズ(H14)
寒川文書館(H18)
小山市文書館(H19)
長野市公文書館(H19)
磐田市歴史文書館(H20)
芳賀町総合情報館(H20)
富山市公文書館(H22)
高山市公文書館(H22)
中之条町歴史と民俗の博物館「ミュゼ」(H23)
府中市立ふるさと府中歴史館(H23)
三豊市文書館(H23)
上越市公文書センター(H23)
福岡県市町村公文書館(H24)
(政令市を除く58市町村の共同設置)
小布施町文書館(H25)
太宰府市公文書館(H26)
常陸大宮市文書館(H26)
武蔵野ふるさと歴史館(H26)
高松市公文書館(H27)
大仙市アーカイブズ(H29)
東御市文書館(H30)
安曇野市文書館(H30)
須坂市文書館(H30)
長和町文書館(H31)
上田市公文書館(R1)

6、新館建設までに取り組む課題の検討

1) 3館体制における各館の主な役割

- 新館** : 多くの国民が利用する展示学習、閲覧を中心とする総合的施設、我が国の歴史公文書等の保存・利用等の取組推進拠点。
- 北の丸本館** : 国内外の行政官等向け研修拠点「人材育成センター」、保存機能(書庫)。
- つくば分館** : 受入れ及び保存機能(書庫)に特化、地域連携。

2) 司法、立法機関の資料受入れ、各行政機関との協力強化

司法府と行政府との間の申し合わせに基づき、民事裁判記録の移管が行われているが、今後は刑事裁判記録の移管に取り組むと共に、立法府関係資料の移管の可能性についても検討を進める。一方、行政府内の外交史料館等とも、新館の有効活用を視野に入れた協力関係の強化に取り組む。

3) 新館までの書庫確保

各府省等からの受入れ(年間約4万冊)に加え、資料の積極的な収集による増加等により、現在、本館・つくば分館共に所蔵資料で満杯に達しており、早急に民間の書庫を借り上げ、所蔵スペースを確保する必要がある。

- ✓ 資料の収蔵率 本館:約92% 分館:約94%
- ✓ 新館建設までに必要な書庫スペース: 約6~7年分(2,000~2,500㎡程度) ※ 中間書庫を含む。

4) その他

2021年7月、国立公文書館は設立50周年を迎えるが、これを機に、国の公文書管理の意義、当館の活動と現状、今後の取組について、広く国民の理解を求める。